

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所（以下「研究所」という。）における防火・防災管理について必要な事項を定め、もって火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止のために必要な事項を定める。

(諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防火・防災管理についての必要な事項は、関係法令の定めによるほか、この内規の定めるところによる。

第2章 委員会

(設置)

第3条 研究所に、防火・防災管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第4条 委員会は、業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた消防計画の見直し、改善を行うため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 防火・避難施設、消火用設備等の点検維持管理に関すること。
- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。
- (3) 自衛消防訓練に関すること。
- (4) 教職員等の教育・訓練に関すること。
- (5) その他防火・防災管理上必要な事項。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 防火・防災管理者
- (3) 危険物保安監督者
- (4) 安全衛生管理委員会委員長
- (5) 産業科学研究所の各研究部門長（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンター長
- (6) 総合解析センター長及び量子ビーム科学研究施設長
- (7) 放射線取扱主任者免状を有する者から選出された者1名
- (8) 技術室長及び事務部長
- (9) 総務課長及び研究連携課長
- (10) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第7号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第3章 防火・防災管理

(防火・防災管理者)

第9条 研究所長は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災業務を適切に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。

2 防火・防災管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 教職員等に対する防災教育・訓練の実施
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容物等の転倒、落下、移動の防止措置
- (10) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 関係機関との連絡
- (13) その他防火・防災上必要な事項

(危険物保安監督者)

第10条 研究所長は、消防法（昭和23年法律第186号）第13条に定める危険物取扱者（甲種又は乙種）免状を有する者から危険物保安監督者を選任し、研究所で取り扱う危険物の保安の監督をさせなければならない。

2 危険物保安監督者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 危険物の取扱作業の実施に際し、当該作業者に対する必要な指示
- (2) 危険物火災等の災害が発生した場合における応急の措置及び消防機関その他関係者への連絡
- (3) その他危険物の取扱作業の保安に関する必要な監督

(防火管理区域・防火・防災担当責任者及び火元責任者)

第11条 研究所長は、防火・防災管理区域（以下「管理区域」という。）を定め、管理区域ごとに防火・防災担当責任者及び火元責任者を置き、火災予防及び地震時の出火防止のための業務を行わせなければならない。

2 前項の管理区域は、大阪大学産業科学研究所固定資産管理内規（以下「固定資産管理内規」という。）で定める固定資産管理区域とする。

3 防火・防災担当責任者及び火元責任者は、固定資産管理内規で定める固定資産使用者をもって充て、担当区域内において次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火気管理に関すること。
- (2) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (3) 研究所長の補佐

(教職員等の責務)

第12条 研究所所属教職員等は、研究所長等の指示に従い、常に良識をもって火災防止に努めな

なければならない。

(建築物等の自主検査)

第13条 火元責任者は、当該管理区域における建物、火気使用設備器具及び電気設備等について随時検査を行うものとする。

(消防用設備等の点検)

第14条 火元責任者は、当該管理区域における消火設備及び警報設備等について随時自主点検を行うものとする。

2 消防設備士等に行わせる点検及び報告は、法令の定めるところによる。

(自衛消防隊)

第15条 研究所に自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、別表第1のとおりとする。

(夜間・休日における活動体制)

第16条 夜間・休日においては、時間外実験者等が協力して次の初動措置を行うものとする。

(1) 通報連絡 火災等の災害が発生または発見したときは、直ちに別に定める緊急連絡体制により関係者等に通報連絡を行うこと。

(2) 初期消火 全員協力して消火器・屋内消火栓等を活用し適切な初期消火を行うこと。

(3) 避難誘導・安全防護 初期消火から避難に切り替えた場合等、避難するときは、防火シャッター等の閉鎖を行うこと。

(4) 消防隊への情報提供等 到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、危険物の有無、逃げ遅れた者の有無等の情報を提供するとともに火点への誘導を行うこと。

(防火・防災教育)

第17条 教職員等は、進んで防火・防災に関する教育を受け、防火・防災管理の完璧を期するよう努力するものとする。

(消防訓練)

第18条 有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、年1回以上の消防訓練（火災総合訓練及び地震総合訓練）を行うものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第19条 この内規に定めるもののほか、防火・防災管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年7月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年3月16日から施行する。

2 この改正に伴い、新たに選出される第5条第1項第5号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年2月15日から施行する。
- 2 この改正により最初に委嘱される第5条第7号及び第10号の委員の任期は、同条第2項にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則

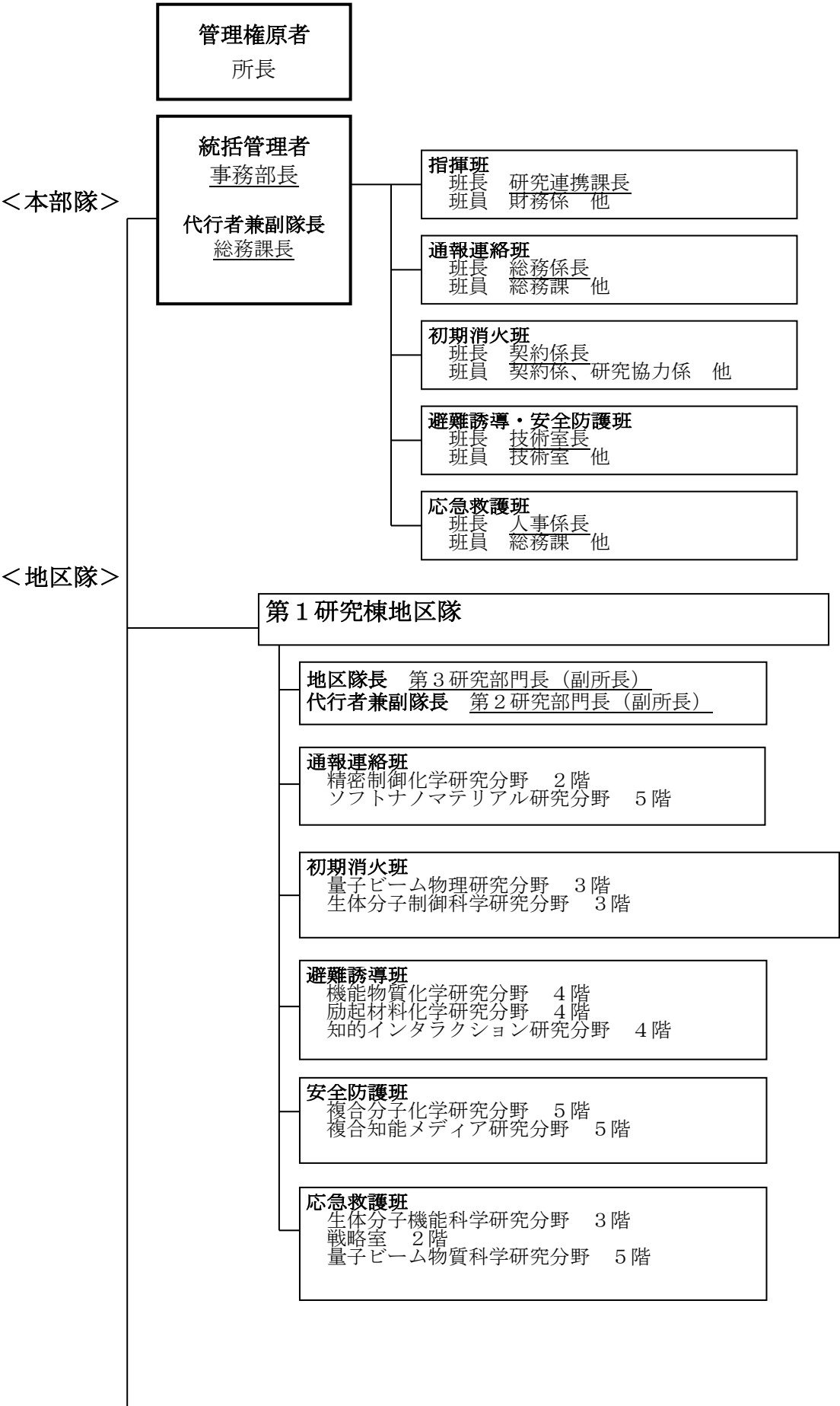
この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

自衛消防組織の編成と任務（編成表）

自衛消防組織編成表（平日時間帯 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分）



第2研究棟・ナノテクノロジー総合研究棟・
インキュベーション棟地区隊

地区隊長 第1研究部門長（副所長）
代行者兼副隊長 ナノテクセンター長（副所長）

通報連絡班
量子システム創成研究分野 ナノテク1階
エネルギー環境材料研究分野 2棟2階

初期消火班
知識科学研究分野 ナノテク2階
自然材料機能化研究分野 2棟2階
知能推論研究分野 ナノテク5階
界面量子科学研究分野 ナノテク5階
トランスレーショナルデータビリティ研究分野 2棟5階

避難誘導班
生体分子反応科学研究分野 ナノテク3階
ナノ極限ファブ리케이션研究分野 ナノテク4階
ナノ機能材料デバイス研究分野 ナノテク6階

安全防護班
先進電子デバイス研究分野 2棟4階
ナノ構造・機能評価研究分野 2棟4階
先端ハード材料研究分野 2棟6階

応急救護班
金属有機融合材料研究分野 2棟5階
技術室（試作工場）インキュ棟E階・B1階

コバルト棟・ライナック棟地区隊（本部隊が応援）

地区隊長 量子ビーム科学研究施設長

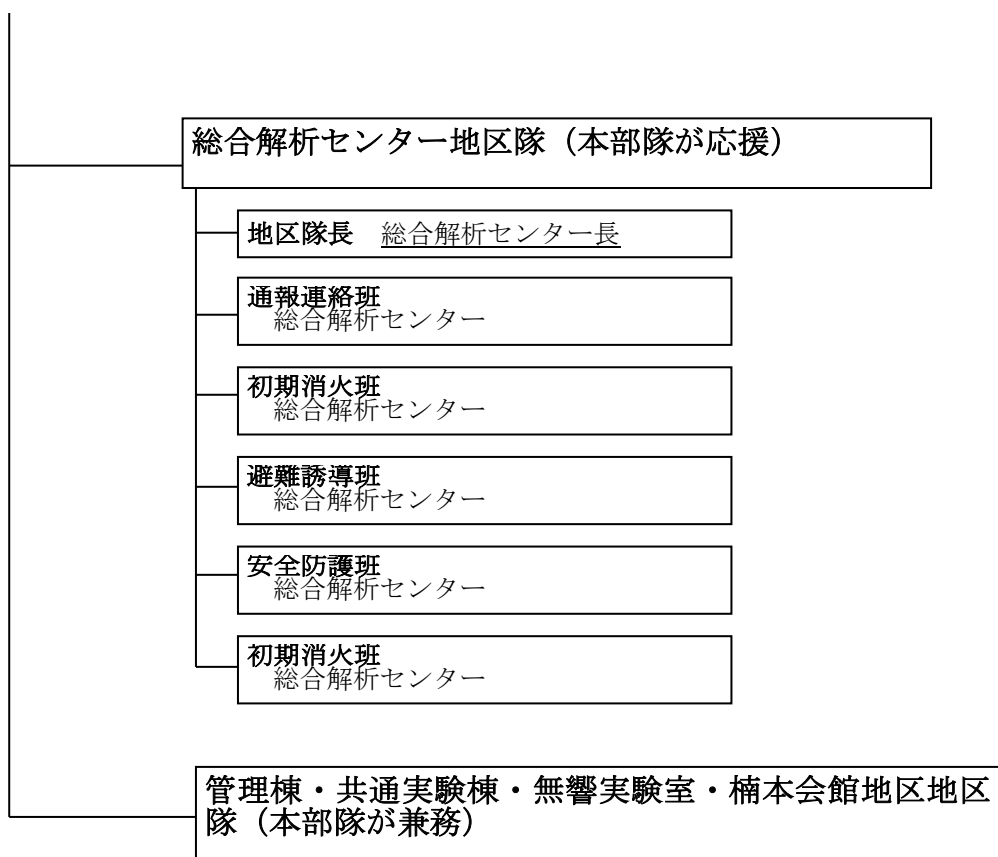
通報連絡班
量子ビーム科学研究施設

初期消火班
量子ビーム科学研究施設

避難誘導班
量子ビーム科学研究施設

安全防護班
量子ビーム科学研究施設

応急救護班
量子ビーム科学研究施設



※ 各班は、任務を適切に行うため、最低限２人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

自衛消防組織の編成と任務（任務表）

1 本部隊の任務

班		災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
指揮班、通報連絡班		1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3 在館者に対する指示 4 関係機関や関係者への連絡 5 消防用設備等の操作運用 6 避難状況の把握 7 地区隊への指揮や指示 8 その他必要な事項	通報連絡班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班		1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導・安全防護班	避難誘導	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
	安全防護	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。
応急救護班		1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。

2 地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡班	本部隊への通報及び隣接各室への連絡	通報連絡班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。